

協議第 4 4 号

消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 7 月 9 日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会 長 中 村 政 行

| 協定項目  | 2 2 | 消防団の取扱いについて |
|---|-----|-------------|
| <p>&lt; 組織 &gt;<br/>消防団は、合併時に統合し、旧町の区域を方面隊とする。</p> <p>&lt; 助成 &gt;<br/>消防施設の建設、修繕、運営は、温泉町の例により統一する。<br/>消防衣服等は、現物支給とし、浜坂町の補助金は廃止する。<br/>温泉町の正副分団長協議会への交付金は廃止し、新町において新たに分団長協議会を設置する。<br/>機械器具管理交付金は、温泉町の例を見直しの上、引き継ぐ。ただし、浜坂町の分団自動車借上料は廃止する。</p> <p>&lt; 報酬等 &gt;<br/>報酬は、現行の支給総額を上回らない範囲で調整する。出動手当及び年末警戒手当は、浜坂町の例により統一し、機関出動手当は廃止する。</p> <p>&lt; 行事 &gt;<br/>出初式、初出式は、統一し、毎年 4 月第 2 日曜日とする。<br/>浜坂町の消防大会、防火広報パレード及び温泉町の夏期訓練、防火パレードは、それぞれ方面隊の事業として引き継ぐ。<br/>年末特別警戒は、1 2 月 2 9 日、3 0 日の 2 日間に統一する。</p> |     |             |

平成 年 月 日確認・継続審議